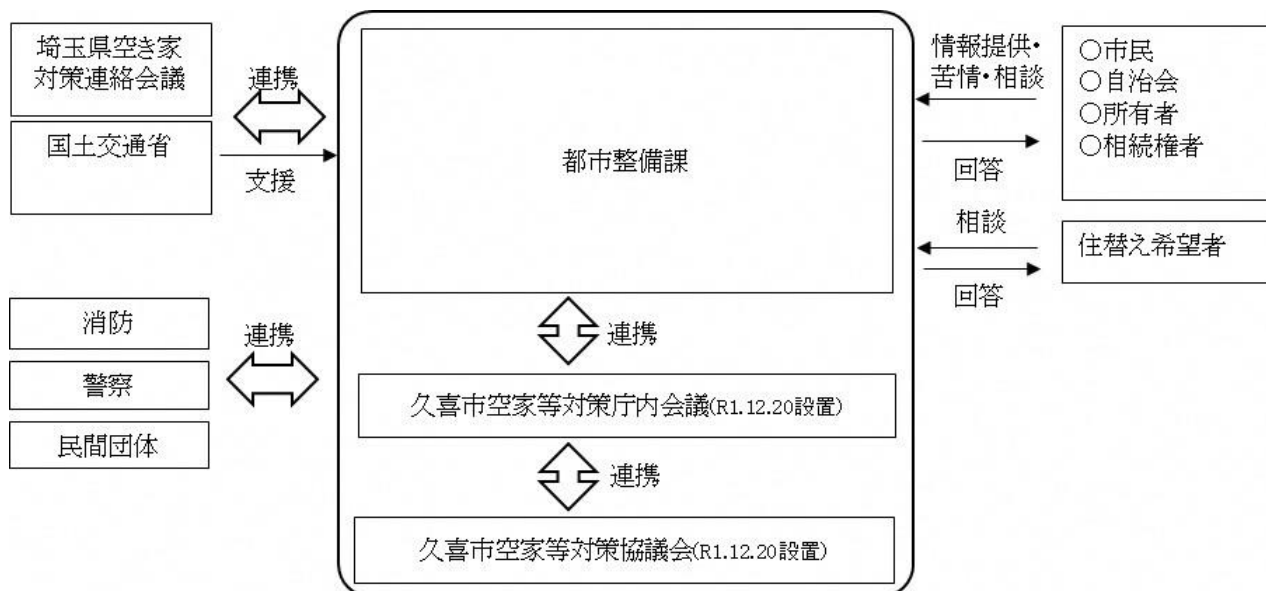


空家等対策の枠組みについて

1. 関係機関等



(1) 久喜市空き家等対策庁内会議

①目的

空家等対策の検討や実施にあたり、多岐にわたる課題に横断的に対応するため、庁内関係課で課題を共有し調整を図る。

②委員構成と役割

委員	役割
総務部企画政策課長	利活用（定住）
財政部資産税課長	所有者調査
市民部市民生活課長	防犯、地域のネットワーク
市民部消防防災課長	防災
環境経済部環境課長	生活環境の保全
環境経済部久喜ブランド推進課長	空店舗の利活用、啓発
福祉部高齢者福祉課長	高齢者ニーズの把握、啓発
建設部建設管理課長	道路の安全
建設部都市計画課長	都市計画法、市街化調整区域の空家
建設部建築審査課長	特定空家等の判断、利活用

(2) 久喜市空家等対策協議会

2. 今後の空家等対策

空家等対策計画の作成（令和3年度予定）

- ・ 総合的、計画的に空家等対策を実施できる。
- ・ 全庁体制で取り組みやすくなる。
- ・ 国の交付金を受ける条件

改善

管理不全な空家等に対する助言、指導等
特定空家等への措置（助言、指導、勧告、代執行）

活用・流通

予防

3. 関係法令等

